

条約等基本通達

昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号

改正	昭和 48 年 7 月 2 日蔵関第 1000 号
改正	昭和 48 年 10 月 26 日蔵関第 1493 号
改正	昭和 50 年 4 月 7 日蔵関第 348 号
改正	昭和 51 年 7 月 8 日蔵関第 698 号
改正	昭和 55 年 5 月 24 日蔵関第 586 号
改正	昭和 56 年 5 月 23 日蔵関第 568 号
改正	昭和 57 年 3 月 31 日蔵関第 346 号
改正	昭和 58 年 4 月 26 日蔵関第 402 号
改正	昭和 59 年 3 月 31 日蔵関第 332 号
改正	昭和 60 年 3 月 29 日蔵関第 321 号
改正	昭和 60 年 5 月 28 日蔵関第 552 号
改正	昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号
改正	昭和 63 年 5 月 27 日蔵関第 535 号
改正	昭和 63 年 12 月 30 日蔵関第 1243 号
改正	平成元年 3 月 31 日蔵関第 326 号
改正	平成 2 年 3 月 30 日蔵関第 294 号
改正	平成 3 年 3 月 28 日蔵関第 231 号
改正	平成 4 年 3 月 31 日蔵関第 304 号
改正	平成 4 年 6 月 19 日蔵関第 576 号
改正	平成 5 年 3 月 31 日蔵関第 348 号
改正	平成 6 年 3 月 31 日蔵関第 331 号
改正	平成 7 年 3 月 31 日蔵関第 297 号
改正	平成 7 年 8 月 29 日蔵関第 750 号
改正	平成 7 年 12 月 27 日蔵関第 1046 号
改正	平成 8 年 3 月 31 日蔵関第 273 号
改正	平成 8 年 7 月 19 日蔵関第 583 号
改正	平成 8 年 10 月 22 日蔵関第 857 号
改正	平成 9 年 3 月 31 日蔵関第 290 号
改正	平成 9 年 9 月 29 日蔵関第 828 号
改正	平成 10 年 3 月 31 日蔵関第 278 号
改正	平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 254 号
改正	平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 235 号

改正	平成 13 年 3 月 31 日財関第 265 号
改正	平成 13 年 6 月 20 日財関第 512 号
改正	平成 14 年 11 月 21 日財関第 960 号
改正	平成 16 年 3 月 31 日財関第 349 号
改正	平成 17 年 3 月 16 日財関第 346 号
改正	平成 18 年 3 月 31 日財関第 295 号
改正	平成 18 年 7 月 10 日財関第 832 号
改正	平成 19 年 8 月 31 日財関第 1143 号
改正	平成 19 年 10 月 31 日財関第 1426 号
改正	平成 19 年 12 月 17 日財関第 1666 号
改正	平成 20 年 3 月 31 日財関第 346 号
改正	平成 20 年 6 月 23 日財関第 720 号
改正	平成 20 年 7 月 29 日財関第 846 号
改正	平成 20 年 11 月 28 日財関第 1393 号
改正	平成 21 年 8 月 21 日財関第 918 号
改正	平成 21 年 9 月 16 日財関第 1029 号
改正	平成 22 年 6 月 30 日財関第 752 号
改正	平成 23 年 3 月 31 日財関第 411 号
改正	平成 23 年 7 月 21 日財関第 829 号
改正	平成 24 年 2 月 28 日財関第 202 号
改正	平成 24 年 3 月 23 日財関第 293 号
改正	平成 24 年 6 月 29 日財関第 685 号
改正	平成 25 年 3 月 30 日財関第 310 号
改正	平成 26 年 3 月 31 日財関第 318 号
改正	平成 27 年 1 月 9 日財関第 33 号
改正	平成 27 年 12 月 21 日財関第 1360 号
改正	平成 28 年 4 月 20 日財関第 528 号
改正	平成 28 年 6 月 24 日財関第 782 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日財関第 442 号
改正	平成 30 年 12 月 21 日財関第 1692 号
改正	平成 31 年 3 月 30 日財関第 437 号
改正	令和元年 12 月 13 日財関第 1689 号
改正	令和 2 年 3 月 31 日財関第 417 号
改正	令和 2 年 12 月 22 日財関第 1116 号
改正	令和 3 年 3 月 31 日財関第 262 号
改正	令和 3 年 12 月 17 日財関第 919 号

改正	令和 4 年 6 月 20 日財関第 469 号
改正	令和 5 年 3 月 31 日財関第 273 号
改正	令和 5 年 8 月 10 日財関第 772 号
改正	令和 6 年 6 月 14 日財関第 598 号
改正	令和 6 年 8 月 15 日財関第 790 号

条約等基本通達

0—1 関係法令等の略称

この通達における関係法令等の規称は、それぞれ次による。

- (1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）…………… 関税法
- (2) 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）…………… 定率法
- (3) 関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）…………… 定率法施行令
- (4) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）輸徴法
- (5) 関税法基本通達（昭和 47 年第 100 号）…………… 関税法基本通達
- (6) 関税定率法基本通達（昭和 47 年第 101 号）…………… 定率法基本通達

[一部改正：昭 61 第 587 号]

第 1 章 二国間条約

1—1 通商関係条約

- (1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（第 3 章の自由貿易協定を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

イ 条約の相手国のうち、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中華人民共和国、キューバ、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、インド、インドネシア、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、クロアチア、チェコ、スロバキア、アメリカ合衆国及びウルグアイの各国に対しては、関税法基本通達 3—3（協定税率を適用する国）の規定に従って直接「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に掲げる税率（以下「ガット税率」という。）」を適用する。

ロ 条約の相手国のうちベラルーシ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア及びコソボについては、条約中の関税に関する最恵国条項に基づいてガット税率と同一の税率を適用することとなるので、関税法基本通達 3—3（協定税率を適用する国）に従って処理する。

- (2) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約及び同条約の附属書の規定中、関税関係条項の実施についての取扱いは、次による。

イ 通商代表部は大使館として、また、通商代表及びその 2 名の代理は、大使館の職員として取り扱い、これらの者が輸入する物品については、定率法第 16 条（(外交官

用貨物等の免税))並びに輸徴法第13条第1項第3号及び第3項第3号((外交官用貨物等の免税))の規定を適用して、関税及び内国消費税を免除する。

ロ 通商代表及びその2名の代理以外の職員が輸入する物品に対しては、免除及び特権の規定がないので、一般の輸入物品と同様に取り扱う。

[一部改正：昭59第332号、昭61第587号、昭61第872号、平3第844号、平4第304号、平6第331号、平7第297号、平7第1046号、平8第273号、平9第290号、平9第828号、平13第265号、平14第960号、平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平19第1426号、平20第720号、平20第846号、平20第1393号、平21第918号、平22第752号、平23第411号、平23第829号、平24第202号、平27第33号、平27第1360号]

1—2 航空協定

我が国との間の航空業務を規律する二国間の協定は、別紙2のとおりであるが、これらの協定の規定中、関税関係条項の実施に当たっては、すべて国内法令どおり取り扱って差し支えない。

1—3 賠償協定等

我が国との間に締結されている賠償協定等は、別紙3のとおりであるが、これらの協定の規定中関税関係条項の実施に当たつての取扱い、次による。

- (1) 使節団は大、公使館に準ずる機関として、使節団の長は大、公使に準ずる使節として、また、上級職員及び事務所長は大、公使館に準ずる機関の職員として取り扱い、これらの者が輸入する物品については、定率法第16条並びに輸徴法第13条第1項第3号及び第3項第3号の規定を適用して、関税及び内国消費税を免除する。
- (2) 通常日本国に居住していない使節団の他の職員の輸入する自用品に対しては、日本国の法令の定めるところにより関税その他の課金を免除されることになっているので、これらの職員については定率法第16条第1項第4号((大、公使館等職員の自用品の免税))に規定する大、公使館に準ずる機関の職員として取り扱い、これら職員のうち定率法施行令第27条((大、公使館等の職員の指定))に規定する範囲に属する者については、定率法第16条第1項第4号並びに輸徴法第13条第1項第3号及び第3項第3号の規定を適用する。

第2章 多数国間条約

2—1 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO協定)(平成6年条約第15号)

に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国の譲許表に掲げられている税率のうち引下税率(協定税率)については、関税法第3条ただし書((条約による特別規定))の規定により直接適用することとし、その取扱いについては、関税法基本通達3—2(条約に茶づく税率の適用)から3—4(特殊場合における協定税率の

適用)までによる。その他の事項については、国内法令どおり取り扱って差し支えない

- (2) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の貿易の円滑化に関する協定第 7 条 9.4 の規定を踏まえて、腐敗しやすい物品の引取りが著しく遅延する場合において、輸入者等から書面によりその理由について照会があったときは、可能な限り、適宜の様式により書面で照会者に通知するものとする。

[関連：関基 3—1～3—4、定率基 3—1]

[一部改正：平 7 第 1046 号、平 14 第 960 号、平 28 第 782 号]

- 2—2 貨物の原産地虚偽表示の防止に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリツド協定 (昭和 28 年条約第 8 号) 及び虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリツド協定 (昭和 40 年条約第 10 号)

これらの協定に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、輸入品に対する原産地虚偽表示の防止については、関税法第 71 条 ((原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入))、第 78 条 ((原産地を偽った表示がされている郵便物))、第 87 条 ((原産地を偽った表示等がされている貨物の留置)) 及び第 88 条 ((収容についての規定の準用)) に規定があるので、その実施については、これらの規定どおり取り扱う。(なお、関税法基本通達の該当規定を参照)

[関連：関基 71—3—1～71—3—6、88—1]

- 2—3 税関手続の簡易化に関する国際条約 (昭和 27 年条約第 17 号)

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の規定は関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

[一部改正：昭 61 第 587 号]

- 2—4 国際民間航空条約 (昭和 28 年条約第 21 号)

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の規定は、関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

- 2—5 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約 (昭和 30 年条約第 16 号)

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、加盟国から輸入される商品見本又は広告資料の取扱いについては、次による。

- (1) 同条約第 2 条 ((著しく価額の低い見本に対する輸入税の免除)) の規定に該当する商品見本については、定率法第 14 条第 6 号 ((見本の無条件免税)) の規定を適用して関税を免除する。

内国消費税については、それぞれの税法に該当免税規定のあるものはその規定により、該当免税規定のないものについては直接本条約の規定により、免除する。

- (2) 同条約第 3 条 ((その他の見本の一時的免税輸入)) の規定に該当する商品見本につい

ては、定率法第 17 条第 1 項第 11 号((条約による再輸出免税))及び定率法施行令第 33 条の 3 第 1 号((条約の規定による再輸出免税貨物の指定))並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 4 号((再輸出免税物品の免税))の規定を適用して関税及び内国消費税を免除する。

(3) 同条約第 3 条第 6 項((担保の解除))に規定する担保の解除は、次による。

イ 提供された担保が関税法第 9 条の 11 第 1 項に規定する保証書である場合において、提供者から特に要望があるときは、保証書を受理した税関（以下この項において「輸入地税関」という。）以外の税関においても輸入地税関から保証書を取り寄せて返還することとし、その場合の取扱いは、次による。

(イ) 保証書提供の際に、提供者から免税を受けた商品見本を他の税関から再輸出するため当該地の税関で保証書の返還を受けたい旨の申出があつたときはその希望する税関において保証書の返還ができるよう、これを送付しておく。保証書の提供後、輸入地税関に対して同様の申出があつた場合も、同様とする。

(ロ) 保証書の提供後、当該提供者から輸入地税関以外の税関に対して、免税を受けて輸入した商品見本を当該税関において再輸出することになったので、その際に当該税関において保証書の返還を受けることを希望とする旨の申出があつたときは、当該申出を受けた税関は、輸入地税関に連絡し、保証書を取り寄せて、申出者に返還できるよう措置しておく。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の場合において、輸入地税関は、保証書整理簿を備え、これに免税輸入を認めた商品見本の品名（記号、番号があればこれを付記する。）、数量、価格、輸入許可書の番号、輸入許可の年月日、輸入者の氏名並びに保証書に記載されている保証人の氏名及び住所を記載し、また、受理した保証書を返還のため再輸出地の税関に発送したときは、その年月日を記入する。

(ニ) 再輸出地の税関は、輸入地税関から保証書の送付を受けたときは、輸入地税関に準じて保証書整理簿を備え、保証書を返還したときは受領書を徴し、これに再輸出の年月日を記入した輸出許可書の写しを添付して輸入地税関に送付する。

(ホ) 輸入地税関は、再輸出地の税関から受領書及び輸出許可書及び輸出許可書の写しの送付を受けたときは、整理簿に再輸出の許可書の番号を記入し、返還済として処理する。

ロ 上記イの保証書以外の担保については、供託所において返還する。

(4) 同条約第 5 条((広告用フィルムの一時的免税輸入))に規定する広告用フィルムについては、定率法第 17 条第 1 項第 11 号及び輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号の規定を適用して関税及び内国消費税を免除する。ただし、同条約第 5 条の規定を留保している国（ウガンダ、タンザニア）から輸入されるものについては、定率法施行令第 33 条の 3 ただし書((政令で定める貨物の再輸出免税についての相互条件))の規定による相互条件により定率法第 17 条第 1 項第 11 号が適用されないので留意する。

なお、関税を免除した場合において担保として受理した保証書の取扱いについては、上記(3)の場合と同様とする。

[一部改正：昭 61 第 587 号、令和 3 第 262 号]

[関連：関基 9 の 11—1～9 の 10—10、定率基 14—9]

2—6 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約（昭和 32 年条約第 16 号）

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同条約第 1 条(b)((旅行者))に規定する旅行者が携帯して輸入する物品（入国後 6 月以内に別送して輸入する物品を含む。）の取扱いについては、次による。

(1) 同条約第 2 条((携帯品の一時的免税輸入))の取扱いについては、次による。

イ 旅行者の携帯者が定率法第 14 条第 7 号((携帯品無条件免税))に該当するものであるときは、当該規定を適用して関税を免除し、また、当該物品が内国消費税課税物品であるときは、輸徴法第 13 条第 1 項第 1 号又は第 3 項第 1 号((携帯品の免税))の規定を適用して内国消費税を免除する。

ロ 旅行者の携帯品が自動車、船舶（例えば、カヌー）又は航空機であつて定率法第 17 条第 1 項第 10 号((一時入国者の携帯輸入品の再輸出免税))に該当する物品であるときは、当該規定を適用して関税を免除する。

(2) 同条約第 3 条(a)、(b)及び(c)((たばこ、酒類、化粧水の免税))に掲げる物品並びに第 4 条(a)((みやげ品の免税))に定めるアメリカ合衆国通貨 50 ドル相当額を超えない土産物については、定率法第 14 条第 7 号の規定を適用して関税を免除し、また当該物品が内国消費税課税物品であるときは、輸徴法第 13 条第 1 項第 1 号又は第 3 項第 1 号の規定を適用してその内国消費税を免除する。

(3) その他の事項については、関税法、定率法等にその趣旨が織り込まれているので、国内法令どおり取り扱つて差し支えない。

[一部改正：昭 61 第 587 号、昭 63 第 1243 号]

[関連：関基 67—4—7、定率基 14—12、17—1]

2—7 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書（昭和 31 年条約第 15 号）

この議定書に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、加盟国から輸入される観光用資料の取扱いについては、次による。

(1) 同議定書第 2 条(a)及び(b)((無料配布用資料等の免税))の規定に該当する資料については、無料配布のためのものであり、かつ、25%を超える私的の商業広告を含まないもので、濫用のおそれがないことが認められる場合には、関税法第 3 条ただし書((条約による関税についての特別規定))の規定に基づき、この議定書の規定により関税を免除し、内国消費税についても同様とする。

(2) 同議定書第 2 条(c)の規定に該当する専門的資料のうち、価格のきん少な手工芸品の見本については、濫用のおそれがないと認められる場合には、定率法第 14 条第 6 号((見

本の無条件免税))の規定を適用して関税を免除するとともに、この議定書の規定により内国消費税をも免税する。(なお、同議定書第2条(c)の規定に該当するその他の資料の現行関税率は、すべて無税である。)

- (3) 同議定書第3条((展示資料等の免税))の規定に該当する資料については、定率法17条第1項第11号及び輸徴法第13条第1項第4号の規定を適用して関税及び内国消費税を免除する。ただし、議定書第3条の規定を留保している国(ウガンダ、タンザニア、マルタ)から輸入されるものについては、定率法施行令第33条の3ただし書の規定による相互条件により定率法第17条第1項第11号の規定は適用されないので留意する。
- (4) 上記(3)の場合において資料が輸入されるときは、同議定書第3条の規定により、議定書第4条((便宜供与の条件))の規定に従うことを条件として、輸入税の保証を行うことなく、又は輸入税の担保を提供することなく、一時的免税輸入を許可することとされているので、議定書の附属書に掲げるひな型により一時的免税輸入に関する申告書が提出された場合には、同議定書第4条の条件を具備していることを確認の上、定率法第17条第2項((担保の提供))及び輸徴法第13条第4項((担保の提供))に規定する担保を提供させることなく輸入を許可する。
- (5) 上記いずれの場合においても、輸入申告書は一般貨物と同様に提出させる。

[一部改正：昭61第587号]

[関連：定率基14—9]

2—8 国際連合の特権及び免除に関する条約(昭和38年条約第12号)

この条約に定める国際連合の特権及び免除の取扱いについては、便宜、次による。

- (1) 同条約第2条第7項(b)に規定する国際連合が公用のため輸入する物品(国際連合広報センターが輸入する公用品を含む。)については、定率法第16条第1項第1号の規定を適用して関税を免除する。
- (2) 同条約第4条第11項(f)((加盟国の代表者の手荷物についての特権及び免除))に規定する国際連合の主要機関及び補助機関に対する加盟国の代表者並びに国際連合が招集した会議に対する加盟国の代表者が携帯(別送を含む。以下この項において同じ。)して輸入する手荷物及び条約第6条第22項(f)((専門家の手荷物についての特権及び免除))に規定する国際連合のための任務を遂行する専門家が携帯して輸入する手荷物については、定率法第16条第1項第2号((外交官等の自用品の免税))の規定を適用して関税を免除する。
- (3) 同条約第5条第18項(g)((職員の家具、携帯品についての特権及び免除))に規定する国際連合の職員が本邦で最初にその地位につくときに輸入する家具及び携帯品については、定率法第16条第1項第4号((大公使館等の職員の自用品の免税))の規定を適用して関税を免除する。
- (4) 同条約第5条第19項((事務総長、事務次長の輸入する物品についての特権及び免除))

に規定する国際連合の事務総長及び事務次長並びにその配偶者及び未成年の子の自用のため輸入する物品については、定率法第 16 条第 1 項第 2 号の規定を適用して関税を免除する。

(5) 国際連合東京弘報センター所長が輸入する妥当な量の自用品については、便宜、当該所長を定率法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに準ずる使節」として取り扱い、同号の規定を適用して関税を免除する。ただし、当該センターの職員及びその家族が輸入する自用品については、免税扱いできないので留意する。

(6) 上記(1)から(5)までにより関税を免除される物品については、輸徴法第 13 条第 1 項第 3 号及び第 3 項第 3 号((外交官用貨物等の免税))を適用して内国消費税を免除する。

(7) 上記(1)から(5)までにより関税を免除される物品についての輸入貿易管理令上の取扱いについては、同令別表第 1 の第 10 号((特例))の規定に該当するものとして処理する。

[一部改正：昭 61 第 587 号、令 5 第 237 号]

2—9 専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）

同条約第 3 条第 9 項((専門機関が輸入する公用品についての関税の免除))、第 5 条第 13 項(f)((専門機関の加盟国の代表者として与えられる特権及び免除))、第 6 条第 19 項(f)((専門機関の職員に対して与えられる特権及び免除))及び同条第 21 項((専門機関の事務局長等と与えられる特権及び免除))並びに同条約の附属書により各専門機関についてこれらの基準条項が修正して適用される場合における特権及び免除の取扱いについては、すべて前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。

なお、現在設置されている国際連合の専門機関は、別紙 6 のとおりであり、このうち国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際通貨基金、世界保健機関、世界知的所有権機関、国際連合工業開発機関、国連世界観光機関、国際復興開発銀行及び国際金融公社については、我が国に地域事務所（国際労働機関駐日事務所、国際連合食糧農業機関駐日連絡事務所、国際通貨基金アジア太平洋地域事務所、世界保健機関健康開発総合研究センター、世界知的所有権機関日本事務所、国際連合工業開発機関東京投資・技術移転促進事務所、国連世界観光機関アジア太平洋センター、国際復興開発銀行・国際開発協会世界銀行東京事務所及び国際金融公社東京事務所）が設けられているので、留意する。

[一部改正：昭 61 第 587 号、平 2 第 294 号、平 3 第 231 号、平 8 第 273 号、平 27 第 1360 号]

2—10 国際原子力機関の特権及び免除に関する協定（昭和 38 年条約第 14 号）

この協定に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同協定第 3 条第 8 項(b)((機関が輸入する公用品についての関税の免除))、第 5 条第 12 項(f)((機関の加盟国の代表者に対して与えられる特権及び免除))、第 6 条第 18 項(a)(vi)((機関の職員に対して与えられる特権及び免除))、同条第 20 項((機関の事務局長等に対して与えられる特権及び免除))及び第 7 条第 23 項(f)((機関の専門家に対して与えられる特権及び免除))の取扱いに

については、すべて前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。

[一部改正：昭 61 第 587 号]

2—11 関税協力理事会を設立する条約（昭和 39 年条約第 11 号）

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同条約附属書第 3 条第 8 項(b)((理事会が輸入する公用品についての関税の免除))、第 5 条第 12 項(f)((理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者に対して与えられる特権及び免除))、第 6 条第 17 項(f)((理事会の職員に対して与えられる特権及び免除))及び同条第 18 項((理事会の事務総局長等に与えられる特権及び免除))の取扱いについては、すべて前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。

[一部改正：昭 61 第 587 号]

2—12 外交関係に関するウィーン条約（昭和 39 年条約第 14 号）

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の加盟国の外交使節団の構成員（役務職員及び個人的使用人を除く。）並びにその家族の構成員で世帯に属するものの輸入する物品の取扱いについては、次による。

- (1) 同条約第 36 条 1(a)に規定する外交使節団が公用のため輸入する物品については、定率法第 16 条第 1 項第 1 号の規定を適用して関税を免除する。
- (2) 同条約第 36 条 1(b)に規定する外交官又はその家族の構成員でその世帯に属するものの個人的な使用のための物品（外交官の居住のための物品を含む。）については、定率法第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号の規定を適用して関税を免除する。
- (3) 同条約第 37 条 2 に規定する外交使節団の事務及び技術職員並びにその家族の構成員でその世帯に属するもの（本邦の国籍を有する者又は本邦に通常居住している者を除く。）最初の到着に当たって輸入する物品については、便宜、定率法第 16 条第 1 項第 4 号の規定を適用して関税を免除する。
- (4) 上記(1)から(3)までにより関税を免除される物品については、便宜、輸徴法第 13 条第 1 項第 3 号及び第 3 項第 3 号の規定を適用してその内国消費税を免除する。
- (5) 上記(1)から(3)までにより関税を免除される物品についての輸入貿易管理令上の取扱いについては、同令別表第 1 の第 10 号の規定に該当するものとして処理する。
- (6) 上記(1)から(4)までにより関税及び物品税の免除を受けた自動車とその輸入の許可の日から 2 年以内にその用途以外の用途に供した場合においては定率法第 16 条第 2 項及び輸徴法第 13 条第 3 項の規定により、免除を受けた関税及び物品税を徴収する。
- (7) 指定地外検査の許可手数料は、同条約第 36 条 1 ただし書に該当するものとして取り扱う（徴収する）。
- (8) 外交官又はその家族の構成員でその世帯に属するものの携帯品に対する開被検査は、原則として行わないものとし、同条約第 36 条 2 ただし書の事由により開被検査をする

場合には、慎重に行い、後日紛争の生じないように留意する。

(9) 定率法第 16 条の規定の適用に当たっては、関税法基本通達 67—4—5、76—4—3 及び定率法基本通達 16—1 から 16—4 までの規定に留意する。

(10) この条約に加盟していない国の外交使節団及び外交官等については直接定率法第 16 条の規定を適用することとなるので留意する。

[一部改正：昭 61 第 587 号、平 13 第 265 号、平 20 第 346 号]

[関連：関基 67—4—4、76—4—4、定率基 16—1～16—4]

2—13 船員の厚生用物品に関する通関条約（昭和 43 年条約第 12 号）

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、加盟国から輸入される同条約第 4 条（（港に停泊中の船内で使用される厚生用物品等の免税））及び第 5 条（（厚生用施設における使用のため一時輸入される厚生用物品の免税））の規定に該当する船員の厚生用物品の取扱いについては、次による。

(1) 同条約第 4 条(a)、(c)、(d)又は(e)の規定に該当する物品については、便宜、関税法第 21 条（（外国貨物の仮陸揚））に規定する仮陸揚の手續により処理する。

なお、この場合において同条(a)（（修理に向けられる厚生用物品））に該当する物品については船用品の修理のための仮陸揚げの取扱いに準じて処理して差し支えない。

(2) 同条約第 4 条(b)（（停泊中の外国船舶で使用される厚生用物品））の規定に該当する物品のうち、同一港内に停泊中の船舶間で直接移すものについては関税法基本通達 16—3（貨物の船（機）移し）の規定により取り扱い、他港に停泊中の船舶に積み込まれるものについては、同基本通達 21—5（仮陸揚貨物の積込み）の(2)の規定により取り扱う。

(3) 同条約第 4 条(f)（（乗組員の陸上における一時使用に供する厚生用物品））の規定に該当する物品については、定率法第 14 条第 7 号並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号、又は定率法第 17 条第 1 項第 10 号並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定を適用して関税及び内国消費税を免除する。

(4) 同条約第 5 条の規定に該当する物品については、定率法第 17 条第 1 項第 11 号並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定を適用して関税及び内国消費税を免除することとし、この場合における担保は原則として提供されることを要しない。ただし、同条約第 5 条の規定を留保している国（現在、フランス、アイルランド、ケニア、ポルトガル、スペイン、ウガンダ、英国、イタリア、ギリシャの 9 か国）から輸入されるものについては、定率法施行令第 33 条の 3 ただし書の規定による相互条約により定率法第 17 条第 1 項第 11 号の規定は適用されないので留意する。

(5) 同条約第 5 条の規定に該当する船員の厚生用物品は、同条約の附属書（厚生用物品の例示表）に掲げる物品のほか船員の厚生施設において船員の文化上、教育上、レクリエーション上、宗教上又はスポーツ上の活動のために使用される物品であれば差し支えないが、酒類、たばこ等の消耗品は含まれないので留意する。

- (6) 同条約第 5 条に該当する船員の厚生施設で、現在我が国に設置されており、船員の厚生物品について再輸出免税が適用されるものは、次のとおりである。

デンマーク

横浜シーメンズクラブ

横浜市中区新港 2 丁目 1 - 1

- (注) 上記のほか、船員の厚生施設には、現在同条約第 5 条の留保国である英国の施設 2 か所（横浜市及び神戸市所在）及び非加盟国であるアメリカ合衆国の施設 1 か所（横浜市所在）がある。

[一部改正：昭 61 第 587 号、平 16 第 349 号]

2—14 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定（昭和 45 年条約第 9 号）

この協定に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている教育的、科学的及び文化的資材についての取扱いについては、次による。

- (1) 同協定第 1 条第 1 項(a)((書籍、出版物及び文書の免税))及び(b)((教育的、科学的及び文化的資材の免税))の規定に該当する物品の関税の免除に関する取扱いは、次による。ただし、これらの物品のうち定率法その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物に該当するものについてはこの取扱いによらず、直接無税の税率を適用して処理する。

なお、内国消費税については、輸徴法及びそれぞれの内国消費税に関する法律の規定により取り扱う。

イ 同協定附属書 A((書籍、出版物及び文書))に掲げる物品で有税のもの（例えば、写真の形で輸入される文書、楽譜等）については、まず定率法第 14 条各号((無条件免税))の規定に該当するものは当該規定を適用して関税を免除し、これらの規定に該当しないもののうち同附属書 A の(xii)((研究用の建築用、工業用、工学用設計図等))に掲げる物品で定率法第 15 条第 1 項第 1 号((標本、参考品及び学術研究用品等の特定用途免税))に掲げる施設（以下この項において「施設」という。）が輸入するものについては、同号又は同項第 2 号((学術研究用の寄贈物品の特定用途免税))の規定を適用して関税を免除し、同附属書 A の(xii)に掲げる物品以外の物品については、関税法第 3 条ただし書の規定に基づき、直接この協定の規定を適用して関税を免除する。

ロ 同協定附属書 B((教育的、科学的又は文化的な美術品及び収集品))に掲げる物品で有税のものうち同附属書 B の(iv)((収集品及び美術品))に掲げる物品で施設が輸入するものについては、定率法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定を適用して関税を免除し、同附属書 B の(iv)に掲げる物品以外の物品については、関税法第 3 条ただし書の規定に基づき、直接この規定を適用して関税を免除する。

ハ 同協定附属書 C((教育的、科学的又は文化的視聴覚資材))に掲げる物品で有税の

もののうち同附属書 C(i)((フィルム類))、(iii)((録音物))及び(v)((見本、模型等))に掲げる物品で施設が輸入するものについては定率法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定を、同附属書 C(ii)((ニュース映画用フィルム))に掲げる物品については定率法第 14 条第 17 号((ニュース映画用フィルム等の無条件免税))の規定を、また、同附属書 C(iv)((国連が製作した教育的、科学的、文化的フィルム、録音物等))に掲げる物品については定率法第 14 条第 3 号の 2((国連から寄贈された教育用物品等の無条件免税))の規定をそれぞれ適用して関税を免除する。

なお、同附属書 C(i)に掲げる物品のうち、施設に該当する放送機関が放送番組に使用するため輸入するものについては、関税が免除されない場合が多いから留意する。

おつて、定率法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により関税が免除された物品を他の施設に譲渡し、又は他の施設にいて使用した旨の申出があつたときは、他の施設への譲渡については定率法施行令第 26 条第 5 項((特定用途免税貨物譲渡届))に規定する手続をとらせ、他の施設における使用については、便宜、同条第 3 項((特定用途免税貨物の使用場所変更届))に規定する手続をとらせる。

ニ 同協定附属書 D((科学機器))に掲げる科学機器で輸入するものについては、定率法第 15 条第 1 項第 1 号の規定を適用して関税を免除する。

ホ 同協定附属書 E((盲人用の物品))に掲げる盲人用の物品で有税のものについては、定率法第 14 条第 16 号((身体障害者用の器具等の無条件免税))の規定に該当する物品は当該規定により関税を免除する。なお、同号の規定に該当する物品以外の物品について輸入予定があり、又は輸入申告があつたときは、当該物品について定率法施行令第 16 条の 2 第 1 項第 3 号((関税を免除する身体障害者用の器具の指定))の規定に基づき財務省令により指定することについて本省に進達し、又は当該物品の取扱いについて本省へりん議する。

(2) 同協定第 3 条第 1 項((再輸出される展覧会出品物品に対する便益の供与))に該当する物品については、保税蔵置場、総合保税地域若しくは保税展示場の制度を利用させるか、又は定率法第 17 条第 1 項第 9 号((博覧会等への出品物品の再輸出免税))並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 4 号((博覧会等への出品物品の免税))の規定により関税及び内国消費税を免除する。

[一部改正：昭 61 第 587 号、平 6 第 331 号、平 13 第 4 号]

[関連：関基 3—1、定率基 14—1～14—21、15—1、15—2、17—1]

2—15 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約（昭和 48 年条約第 11 号）

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。

(1) 同条約第 2 条の規定に該当する物品については、定率法第 17 条第 1 項第 11 号並び

に輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定を適用して、関税及び内国消費税を免除する。

- (2) 同条約第 2 条 1(b)(i)に規定する「実演に必要な物品」には、実演に供される結果、簡単な加工（再輸出の際に輸入された物品の確認が容易にできる程度の加工に限る。）を施されるもの（例えば、編機の実演に供され編物になる毛糸）を含む。
- (3) 同条約第 4 条第 4 項（（差押えの場合の再輸出義務の履行の停止））の規定の適用を受ける物品については、定率法第 17 条第 1 項（（再輸出免税））の規定に基づく再輸出期間の延長の承認を受けさせるものとする。この場合において、「再輸出期間延長承認申請書」（T-1370）の「再輸出予定時期」欄には、「当初の再輸出予定時期（年月日）に差押えの期間を加えた時期」と記載させる。
- (4) 同条約第 6 条第 1 項(a)（（展示物品の小型見本の免税））の規定に該当する物品については、定率法第 15 条第 1 項第 5 号の 2 ロ（（展示物品の見本品等の特定用途免税））並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号（（特定用途免税物品の免税））の規定を適用して関税及び内国消費税を免除する。
- (5) 同条約第 6 条第 1 項(a)に規定する「見本用として輸入される物品からその催しにおいて作られる」とは、見本用の物品を小型見本として小分けにすることのほか、見本として配布するための簡単な加工を施すこと（例えば、コーヒー豆からコーヒーを作ること）を含むものとする。
- (6) 同条約第 6 条第 1 項(b)及び(c)（（催しについて使用又は消費される物品の免税））の規定に該当する物品については、定率法第 15 条第 1 項第 5 号の 2 ハ（（博覧会等で消費される物品の特定用途免税））並びに輸徴法第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定を適用して関税及び内国消費税を免除する。

この場合において、定率法施行令第 21 条（（関税を免除する消費物品の指定等））に規定する「展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約第 1 条(a)（（定義））に規定する催しに該当する博覧会等」については、同条約第 1 条(a)（（定義））に規定する「催し」には、同条(a)後段の規定の趣旨から、公益的でない目的で開催される展示会等を含まないこととなるので、定率法施行令第 13 条の 2（（博覧会等の指定））の規定に該当する博覧会等のうち、公益的な目的を有すると認められるものを当該「催しに該当する博覧会等」として取り扱う。

- (7) 同条約第 6 条第 1 項(b)に規定する「専ら実演に供するために輸入される物品」とは、それ自身が実演に供される消費物品、例えば、化粧品、洗剤等をいう。
- (8) 同条約第 6 条第 1 項(d)（（催しにおいて配布する印刷物等の免税））の規定に該当する物品については、定率法第 15 条第 1 項第 5 号の 2 イ（（カタログ等の特定用途免税））の規定を適用して関税を免除する。ただし、当該物品が定率法第 14 条第 3 号の 3（（カタログ等の無条件免税））の規定に該当する場合には、同号の規定を適用して関税を免

除する。

- (9) 同条約第 7 条((国際的な会合等で使用する書類の免税))の規定に該当する物品については、当該物品のうち定率法第 14 条第 4 号((記録文書等の無条件免税))の規定に該当するものは同号の規定を適用し、同号の規定に該当しないもの(例えば、書式類)は、関税法第 3 条ただし書の規定に基づき、直接この条約の規定を適用して関税を免除する。

[追加：昭 48 第 1493 号]

[一部改正：昭 61 第 587 号、令 5 第 237 号]

[関連：関基 3—1、定率基 14—6、15—7]

2—16 職業用具の一時輸入に関する通関条約(昭和 48 年条約第 10 号)

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。

- (1) 同条約第 2 条((一時輸入を認められる職業用具))の規定に該当する物品(同条約附属書 A から C までに掲げる物品に該当するもの)については、定率法第 17 条第 1 項第 11 号及び輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号の規定を適用して関税及び消費税を免除する。ただし、当該物品が定率法第 14 条第 7 号の規定に該当する場合には、同号の規定及び輸徴法第 13 条第 1 項第 1 号の規定を適用して関税及び消費税を免除する。
- (2) 同条約第 2 条に規定する「その附属書に規定する用具」には、同条約の各附属書の II(例示表)に具体的に掲げられた物品だけでなく、各附属書の I の 1(定義)に該当するすべての物品を含むこととなるので、留意する。
- (3) 同条約第 2 条に規定する「補助機器」とは、主機器の機能を拡大し又は主機械の本来の作業を容易にする等の特別の役割を機械的に行う機器(例えば、撮影機の露出計、録音テープ巻取機等)をいい、「附属品」とは、機械又は機器の一部であつて、これを装備することによつて、機械又は機器の作業の安全、作業の能率を高めることができるもの等をいう。
- (4) 同条約第 6 条第 2 項((差押えの場合の再輸出義務の履行の停止))の規定の適用については、前記 2—15(展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約)の(3)の規定を準用する。
- (5) 同条約第 7 条((一時輸入を認められた用具の修理用部分品に対する便益の供与))の規定により、一時輸入を認められた用具の修理用部分品についてもこの条約の便益が与えられることとなつていたので、当該部分品についても同条約第 2 条に規定する用具に該当するものとして取り扱う。

[追加：昭 48 第 1493 号]

[一部改正：昭 61 第 587 号]

[関連：定率基 14—12]

2—17 民間航空機貿易に関する協定（昭和 55 年条約第 13 号）

この協定に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。

なお、この取扱いは、同協定の加盟国のみならず、協定税率の適用国を原産地とする対象産品についても適用されるので留意する。

- (1) 同協定の附属書((対象産品))の「HS（商品の名称及び分類についての統一システム）番号」に掲げられている物品については、定率法第 15 条第 1 項第 10 号((条約の規定による特定用途免税))の規定を適用して、関税を免除する。
- (2) その他の事項については、定率法等にその趣旨が織り込まれているので、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

[追加：昭 55 第 586 号]

[一部改正：昭 61 第 587 号、平令第 326 号]

[関連：定率基 15—8、暫定基 5—1～5—5]

2—18 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定（昭和 56 年条約第 4 号）

この協定に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。

- (1) 同協定第 13 条第 5 項(2)及び(3)((センターが輸入する公用品についての関税の免除))並びに第 16 条第 1 項(3)((センターの職員に対して与えられる特権及び免除))の取扱いについては、すべて前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。
- (2) 同協定第 14 条((促進の対象となる産品についての免税輸入))に規定する見本として無償で配布される物品のうち、定率法第 15 条第 1 項第 5 号の 2 のロの規定に該当するものについては、同号ロ並びに輸徴収法第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定を適用して関税及び内国消費税を免除する。
- (3) その他の事項については、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

[追加：昭 56 第 568 号]

[一部改正：昭 61 第 587 号]

[関連：定率基 15—7]

2—19 出版物の国際交換に関する条約（昭和 59 年条約第 6 号）

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。

- (1) 同条約の対象となる出版物は、同条約第 2 条((出版物の交換の範囲))第 1 項(a)に例示的に掲げられているが、我が国が同条約の適用対象として認める具体的品目は、次に掲げるものに限られるので、留意する。

書籍、新聞及び定期刊行物、地図及び設計図、版画（原版を除く）、写真（文献と

して価値のあるもの)、縮小複写(文献として価値のあるもの)、音楽作品(楽譜)、点字出版物並びに他の図式資料(ただし、絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード、デカルコマニア、カレンダーを除く。)

- (2) 同条約第2条((出版物の交換の範囲))第1項の規定に該当する物品の関税の免除に関する取扱いは、次による。ただし、これらの物品のうち定率法その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物に該当するものについてはこの取扱いによらず、直接無税の税率を適用して処理する。なお、内国消費税については、輸徴法及びそれぞれの内国消費税に関する法律の規定により取り扱う。

同項に掲げる物品で有税のものについては、まず定率法第14条第4号((記録文書その他の書類の無条件免税))の規定に該当するものは当該規定を適用して関税を免除し、この規定に該当しないものについては関税法第3条ただし書((条約による関税についての特別規定))の規定に基づき、直接この条約の規定を適用して関税を免除する。

- (3) 同条約第3条((交換機関))にいう国の交換機関は、当分の間、国立国会図書館に限ることとされているので留意する。

[追加：昭60第552号]

[一部改正：昭61第587号]

[関連：関基3—1、定率基14—6]

2—20 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約(昭和59年条約第7号)

この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。

- (1) 同条約第2条((公の出版物及び政府の文書の定義))でいう公の出版物及び政府の文書のうち、我が国が同条約の適用対象として認める具体的品目は前記2—19—(1)と同様であるので、留意する。
- (2) 上記(1)に掲げる物品の関税の免除に関する取扱いは、前記2—19—(2)に規定するところに準ずる。
- (3) 同条約第4条((国の交換当局))にいう国の交換当局は前記2—19—(3)と同様であるので、留意する。

[追加：昭60第552号]

[一部改正：昭61第587号]

2—21 米州開発銀行を設立する協定(昭和51年条約第8号)

この協定に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同協定第11条第8項(c)((職員に対して与えられる免除及び特権))及び同条第9項(a)((銀行の業務に対して与えられる関税の免除))の取扱いについては、すべて前記2—8(国際連合の特権及び免除に関する条約)に規定するところに準ずる。

[追加：平 7 第 750 号]

2—22 アジア開発銀行を設立する協定（昭和 41 年条約第 4 号）

この協定に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、同協定第 55 条(iii)（職員に対して与えられる免除及び特権）及び第 56 条第 1 項（銀行の業務に対して与えられる関税の免除）の取扱いについては、すべて前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。

[追加：平 8 第 857 号]

2—23 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（平成 13 年条約第 10 号¹）

この改正議定書の実施に当たっては、次のことに留意する。

(1) 一般附属書関係

イ 現在、公益財団法人日本関税協会、一般社団法人日本通関業連合会又は保稅会等と必要に応じて会合を開催し、法令改正の説明や意見交換を行う等の協議関係を構築しているところであるが、一般附属書第 1 章標準規定 1.3 及び第 8 章標準規定 8.5 の規定を踏まえて、今後ともこれを維持するものとする。

ロ 一般附属書第 3 章標準規定 3.26 の規定を踏まえて、物品申告書を受理することができない場合には、その理由を申告者に説明する。

（注）物品申告書

輸入（納税）申告書 [税関様式 C 第 5020 号]

輸出申告書 [税関様式 C 第 5010 号]

蔵入承認申請書 [税関様式 C 第 5020 号]

総保入承認申請書 [税関様式 C 第 5020 号]

外国貨物運送申告書（目録兼用）[税関様式 C 第 4000 号]

ハ 一般附属書第 3 章標準規定 3.27 の規定を踏まえて、物品申告書の審査又は貨物の検査を開始していない場合には、申告者・申請者の要請に応じ、物品申告書の訂正を認める。

ニ 一般附属書第 3 章標準規定 3.28 の規定を踏まえて、物品申告書の審査を開始した後、許可・承認までの間に申告者・申請者から物品申告書の訂正の要請があった場合には、その要請がやむを得ない事由によるものであり、かつ、軽微な訂正であれば、これを認める。

ホ 一般附属書第 3 章標準規定 3.30 の規定を踏まえて、物品申告書の受理後、できる限り速やかに審査を実施する。

ヘ 一般附属書第 3 章標準規定 3.33 の規定を踏まえて、貨物の検査を行う場合には、物品申告書の受理後、できる限り速やかに実施する。

ト 一般附属書第 3 章標準規定 3.34 の規定を踏まえて、貨物の検査の日程を決定す

¹ 平成 18 年条約第 1 号の誤り

るに当たっては、生きている動物、腐敗しやすい物品その他税関が緊急を要すると認める物品に係る検査を優先して行うものとする。

チ 一般附属書第3章移行措置標準規定 3.35 の規定を踏まえて、他法令による検査が行われることが予定されている貨物につき検査を行うことを決定した場合には、検査の日程の調整を行い、可能であれば検査を同時に行うよう努める。

リ 一般附属書第3章標準規定 3.36 の規定を踏まえて、申告者・申請者又はその代理人から、貨物の検査に立ち会いたいとの要請がある場合には、原則としてこれを認める。

ヌ 一般附属書第3章標準規定 3.37 の規定を踏まえて、必要に応じて、申告者・申請者又はその代理人に対し貨物の検査に立ち会うことを要請する。

ル 一般附属書第4章標準規定 4.2 の規定を踏まえて、賦課課税方式が適用される貨物については、税の確定を、物品申告書が提出された後又はこれとは別に納税義務が生じた後できる限り速やかに行う。

ヲ 一般附属書第9章標準規定 9.3 の規定を踏まえて、広報及び相談の実施に当たっては、税関ホームページ等の情報技術の利用を図る。

ワ 一般附属書第9章移行措置標準規定 9.4 の規定を踏まえて、広報及び相談並びに事前教示の実施に当たっては、要請された情報の提供をできる限り迅速かつ正確に行う。

カ 一般附属書第9章標準規定 9.5 の規定を踏まえて、広報及び相談並びに事前教示の実施に当たっては、要請された情報の提供のみでなく、他の適切な情報も提供するよう努める。

コ 一般附属書第9章標準規定 9.8 の規定を踏まえて、関税関係の法令に基づく許可、承認等を遅滞なく行う。当該許可、承認等の申請等に係る処分が相手方に不利なものである場合には、その理由を示すこととする。

タ 一般附属書第10章標準規定 10.3 の規定を踏まえて、処分又は不作為の理由につき、当歳処分等の影響を直接受けた者から質問を受けた場合には、速やかにその理由を説明する。

(2) 個別附属書 E 第1章（保税運送）関係

個別附属書 E 第1章標準規定 16 の規定を踏まえて、関税法基本通達 63-8（運送貨物の発送の際の現物確認及び施封）に規定する施封を行う場合の封印（取付具（施封を行うためのひも、ワイヤー等をいう。）を含む。）は、同章の付表に定める要件を満たすものを使用するものとする。

(3) 個別附属書 H 第1章（関税法令違反）関係

イ 個別附属書 H 第1章標準規定 8 の規定を踏まえて、犯則事件の調査を開始したときは、できる限り速やかに犯則嫌疑者等の関係者に対し、犯則の事実及び適用される規定を通知するとともに、通告処分が適当と判断された場合は、遅滞なく

その旨を通知するものとする。

ロ 個別附属書 H 第 1 章標準規定 13 の規定を踏まえて、領置又は差押をし、その目録の勝本を領置物件又は差押物件の所有者等に交付するときは、領置又は差押の理由及び犯則の事実等を記載した「領置・差押目録交付書」(C-10000) 1 通を添付して行うものとする。

ハ 個別附属書 H 第 1 章標準規定 19 の規定を踏まえて、摘発した犯則事件について通告処分が適当と判断された場合は、できる限り速やかに犯則嫌疑者に対し通告処分の意思並びに資力の確認を行うものとする。

ニ 個別附属書 H 第 1 章標準規定 26 の規定を踏まえて、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなったときは、できる限り速やかにその返還を受けるべき者に還付するものとする。

(4) 個別附属書 J 第 1 章(旅行者) 関係

個別附属書 J 第 1 章勧告規定 39 の規定を踏まえて、旅行者に係る通関情報のパンフレット等を日本語及び英語その他の適切な言語で作成し、旅行者等が容易に入手可能な場所に配置することにより、その広報に努めることとする。

[追加：平 13 第 512 号]

[一部改正：平 26 第 318 号、令 2 第 417 号]

2-24 1965 年の国際海上交通の簡易化に関する条約 (平成 17 年条約第 5 号)

この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の規定は、関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。

[追加：平 18 第 395 号]

2-24 グローバル戦闘航空プログラム (GCAP) 政府間機関の設立に関する条約

この条約に加盟している国は、イタリア、日本、英国の 3 か国である。

同条約第 39 条(c)に規定するグローバル戦闘航空プログラム実施機関の職員(我が国の国民又は永住者でない者に限る。)が最初にその職に就く際に輸入する家具及び手回品の取扱いについては、便宜、次による。

(1) 当該家具及び手回品については、定率法第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号の規定を適用して関税を免除する (いかなる場合にも日本に入国した日から 6 月以内に発送されたものに限る)。

(2) 上記(1)により関税を免除される物品については、輸徴法第 13 条第 1 項第 3 号及び第 3 項第 3 号の規定を適用してその内国消費税を免除する。

(3) 上記(1)により関税を免除される物品についての輸入貿易管理令上の取扱いについては、同令別表第 1 の第 10 号の規定に該当するものとして処理する。

[追加：令 6 第 596 号]

第3章 自由貿易協定

3—1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第16号)、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書(平成19年条約第9号)

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

- (1) 同協定に基づくシンガポールの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照)。
- (2) 同協定に基づく原産地証明書の提出を要する場合にあって、当該協定原産地証明書に、①「Food preparations cooked with a basis of sugar (50% by weight or more), coconut milk and egg, and put up in containers for retail sale, by weight of 500g or less each including container, indicated with “P” in column 4 of Annex I B」及び②「Each of the non-originating materials of chapter 17 which was used in the production of the good had been refined entirely in the importing Party.」の記載がある(ただし、②は第17類の非原産材料が製品の生産に使用された場合に限り記載される。)場合には、第2106.90号の製品のうち附属書I Bの4欄に「P」を掲げた產品に分類されるものとして取り扱って差し支えない。

[追加：平14第960号]

[一部改正：平19第1143号、平19第1666号、平20第1393号、平27第33号]

3—2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書(平成24年条約第3号)

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

この協定の実施に当たり、同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく協定原産地証明及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については関税法施行令第61条に、同協定原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照)。

なお、同協定第10条に規定する統一規則(平成24年4月1日より有効のもの)の附属書2-B (Specifically Described Goods)に記載された貨物である場合、メキシコ

税率の適用を受けるためには、同協定第 4 章及び同協定附属書 4 に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書 2-B に記載された記述（品名）が同協定に基づく原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていないこととなっている。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書 2-B に記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書 2-B に記載された記述（品名）がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。

[追加：平 17 第 346 号]

[一部改正：平 19 第 1143 号、平 20 第 1393 号、平 24 第 293 号、平 27 第 33 号、令元第 1689 号]

3—3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（平成 18 年条約第 7 号）

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づくマレーシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第 61 条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第 12 条の 4 に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

[追加：平 18 第 832 号]

[一部改正：平 19 第 1143 号、平 20 第 1393 号、平 27 第 33 号]

3—4 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成 19 年条約第 8 号）

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づくチリの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第 61 条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第 12 条の 4 に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

[追加：平 19 第 1143 号]

[一部改正：平 20 第 720 号、平 20 第 1393 号、平 27 第 33 号]

3—5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（平成 19 年条約第 19 号）

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

(1) 同協定に基づくタイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第 43 条から第 45 条までの規定において定める同協定に基づく

原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

- (2) 同協定に基づく協定原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第1欄に掲げるタイ協定第40条に定める同協定に基づく原産地証明書の欄に、同表の第2欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書1第2節日本国の表関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サボジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「熱帯果実ワイン」という。）又は、関税率表第2208.90号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒（カラメルで着色したものに限る。）である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「タイの蒸留酒」という。）に分類されるものとして取り扱うこととし、タイ協定原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙（Appendix）3に掲げるタイ財務省国税局（the Excise Department of Ministry of Finance）が発給する証明書の提出を求め、熱帯果実ワイン又はタイの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。

タイ協定原産地証明書の欄	記載内容
第7欄（Number and type of packages;description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)）	熱帯果実ワインにあっては「fermented beverages prepared from（タイ協定附属書1第2節日本国の表関税率表第2206.00号に掲げる品目のうち熱帯果実ワインの1以上の原料果実名）」及びタイ財務省国税局が発給した製品証明書(Product Certificate)の番号 タイの蒸留酒にあっては「Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel」及びタイ財務省国税局が発給した製品証明書 (Product Certificate)の番号

第 12 欄 (Certification)	当該原産地証明書の発給当局(関税法基本通達 68—5—14 に定める機関をいう。)の署名及び印影 (関税法基本通達 68—5—14 の規定に従って事務連絡されたものに限る。)
------------------------	---

[追加：平 19 第 1426 号]

[一部改正：平 20 第 720 号、平 20 第 1393 号、平 27 第 33 号、平 28 第 528 号]

3—6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成 20 年条約第 2 号)

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第 43 条から第 45 条までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第 61 条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第 12 条の 4 に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)

[追加：平 20 第 720 号]

[一部改正：平 20 第 1393 号、平 27 第 33 号]

3—7 経済上の連携に関する日本国とブルネイ共和国との間の協定(平成 20 年条約第 6 号)

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づくブルネイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第 40 条から第 42 条までの規定において定める同協定に基づく原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第 61 条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第 12 条の 4 に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)

[追加：平 20 第 846 号]

[一部改正：平 20 第 1393 号、平 27 第 33 号]

3—8 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(平成 20 年条約第 12 号)

この協定の実施に当たり、次のことに留意する。

同協定に基づく同協定締約国の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定附属書 4 第 6 規則から第 8 規則までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用

することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第 61 条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第 12 条の 4 に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

[追加：平 20 第 1393 号]

[一部改正：平 27 第 33 号]

3—9 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号）

この協定の実施に当たり、次のことに留意する。

(1) 同協定に基づくフィリピンの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第 43 条から第 45 条までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第 61 条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第 12 条の 4 に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

(2) 同協定に基づく原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第 1 欄に掲げる同協定第 41 条に定める原産地証明書の欄に、同表の第 2 欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書 1 第 2 部第 2 節日本国の表中関税率表第 0803.00 号に掲げる品目のうち、イナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モラド種、ピトゴ種、サバ種又はセニョリタ種である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「小バナナ」という。）又は、関税率表第 2206.00 号に掲げる品目のうち、アラティリス、バナナ、ビッグナイ、カラマンシ、ココヤシの実、コーヒー、ダランダン、グアバ、ジャワプラム、サントル、マンゴー、マンゴスチン、マラン、パッションフルーツ、パイナップル、サワーサップ、ストロベリー、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「熱帯果実ワイン」という。）に分類されるものとして取り扱うこととし、同協定に基づく原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙（Appendix）2 及び 3 に掲げるフィリピン農業省植物産業局（Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture）が発給する証明書の又はフィリピン科学技術省産業技術開発機構（Industrial Technology Development Institute, Department of Science and Technology）が発給する証明書の真正な写しの提出を求め、小バナナ又は熱帯果実ワインに分類されるか否かを決定するものとする。

タイ協定原産地証明書の欄	記載内容
第 4 欄 (Item Number (as	小バナナにあっては、バナナの品種熱帯果

necessary);Marks and numbers;number band kind of packages;description of good(s); HS code)	実ワインにあつては、製造に使用した熱帯 果実の名称
第 8 欄 (Certificate number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable)	フィリピン農業省植物産業局 (Bureau of Plant Industry, Depaertment of Agricluture) が発給する証明書番号又は フィリピン科学技術省産業技術開発機構 (Industrial Technology Development Institute, Depertment of Science and Technology)が発給する証明書番号
第 12 欄 (Certification)	当該原産地証明書の発給当局(関税法基本 通達 68—5—14 に定める機関をいう。)の 署名及び印影(関税法基本通達 68—5—14 の規定に従って事務連絡されたものに限 る。)

[追加：平20第1393号]

[一部改正：平 27 第 33 号、平 28 第 528 号]

3—10 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(平成21年
条約第5号)

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

- (1) 同協定に基づくスイスの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定附属書2第25条の規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)
- (2) 同協定附属書2第16条の規定に従って発給された原産地証明書の提出を要する場合にあつて、同協定附属書1付録1日本国の表別添2に基づき、当該原産地証明書の第8欄の品名の下に「I, the undersigned, declare that the products described above are classified as (Qb- (1 から13の番号))」との申告文がある場合には、同協定附属書1付録1第2節日本国の表第0406.90号に掲げる品目のうち別添1のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズに分類されるものとして取り扱うこととし、また、当該原産地証明書の第8欄の品名の下に「I, the undersigned, declare that the products described above are classified as Qf」との申告文がある場合には、同協定附属書 1 付録 1 第 2 節日本国の表第2106.90号に掲げる品目のうち、チーズ、ワイン及び他の成

分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の3%以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の50%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の20%以上のもののうち、小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が0.9キログラム以下のものに限る。）に分類されるものとして取り扱うこととする。

- (3) 同協定附属書2第19条の規定に従って作成された原産地申告の提出を要する場合にあって、同協定附属書1付録1日本国の表別添2に基づき、当該原産地申告の申告文に続けて「The exporter also declares that these products are classified as (Qb- (1から13までの番号))」との申告文があるときは、同協定附属書1付録1第2節日本国の表第0406.90号に掲げる品目のうち、別添1のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズに分類されるものとして取り扱うこととし、また、当該原産地申告の申告文に続けて「The exporter also declares that these products are classified as Qf」との申告文がある場合には、同協定附属書1付録1第2節日本国の表第2106.90号に掲げる品目のうち、チーズ、ワイン及び他の成分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の3%以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の50%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の20%以上のもののうち小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が0.9キログラム以下のものに限る。）に分類されるものとして取り扱うこととする。

[追加：平21第918号]

[一部改正：平27第33号]

3—11 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定(平成21年条約第8号)

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づくベトナムの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定附属書3第6規則から第8規則までの規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

[追加：平21第1029号]

[一部改正：平27第33号]

3—12 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（平成23年条約第7号）

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づくインドの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定附属書3第6節から第8節までの規定において定める同協定に基づく原

産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

[追加：平23第829号]

[一部改正：平 27 第 33 号]

3—13 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年条約第2号）

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

(1) 同協定に基づくペルーの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第66条の規定において定める同協定に基づく原産地証明の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

(2) 同協定に基づく締約国品目証明書の提出については、その証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下の場合であって、特惠待遇を受けることのできる品目に分類されるか否かを決定するために必要があるときは、令第61条第4項ただし書の規定に基づき、その提出を求めるものとする。

[追加：平24第202号]

[一部改正：平 27 第 33 号]

3—14 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（平成26年条約第19号）

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づくオーストラリアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

[追加：平 27 第 33 号]

3—15 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（平成27年条約第1号）

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づくモンゴルの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のた

めの証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

[追加：平28第528号]

3—16 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

(1) 同協定に基づく原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、同協定原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

(2) 同協定第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）中、附属書2-D第B節及び付録Cに規定する「関税率の差異」は、附属書2-D（日本国の関税率表）において、締約国毎に異なる税率が設定されている品目について適用され、その取扱いについては以下のとおりである。

イ 同協定附属書2-D付録Cに掲げる産品（税率差が3パーセントを超える従価税の物品及び従価税以外の物品）

(イ) 同協定第3章（原産地規則及び原産地手続）附属書3-D（品目別原産地規則）に定める加工の要件又は関税分類の変更の要件に従い、原産品としての資格を取得した産品については、当該関税分類変更が行われた国又は加工工程が行われた国の税率

(ロ) 同協定第3・2条（原産品）の(a)若しくは(b)の物品、又は附属書3-D（品目別原産地規則）に定める域内原産割合の要件に従って原産品としての資格を取得した場合は、特惠待遇の要求に係る生産工程の中で最大の価額が付加された締約国の税率

(ハ) (イ)の規定にかかわらず、当該原産品（部分品から組み立てられる第84類から第91類までの各類に分類される産品を除く。）が、同協定附属書3-D（品目別原産地規則）に定める関税分類の変更の要件に従い、原産品としての資格を取得した場合において、当該原産品の生産に使用された材料が次のいずれかに分類されるときは、当該材料が生産された締約国からの当該原産品について適用される関税率を適用する。

- (i) 完成品と同一の類（関連する要件が類の変更に基づくものである場合）
- (ii) 完成品と同一の項（関連する要件が項の変更に基づくものである場合）
- (iii) 完成品と同一の号（関連する要件が号の変更に基づくものである場合）

- (二) (イ)から(ハ)の規定の適用によって決定されない場合、又は品目別原産地規則が、加工の要件又は関税分類の変更の要件と共に域内原産割合の要件を満たすことを要求する場合には、特惠待遇の要求に係る生産工程の中で最大の価額が付加された締約国からの当該原産品について適用される関税率を適用する。
- ロ イ以外の物品（税率差が3パーセント以下の従価税の産品）
軽微な作業以外の最終生産工程が行われた締約国の原産品に対する関税率
「軽微な作業」とは以下のものをいう。
 - (イ) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保存することを確保する作業
 - (ロ) 包装、再包装、貨物の仕分又は産品を小売用にすること（瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に詰める作業を含む。）。
 - (ハ) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
 - (ニ) セット、詰合せ、キット又は複合的な産品を構成することを意図した産品の収集
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに規定する作業の組み合わせ
- ハ 上記イ及びロにかかわらず、輸入者が次のいずれかの税率の適用を要求することを認める。
 - (イ) いずれかの締約国の税率のうち最も高い税率
 - (ロ) 生産工程が行われたいずれかの締約国の税率のうち最も高い税率

[追加：平30第1692号]

[一部改正：令元第1689号]

3—17 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づく欧州連合の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。

[追加：平30第1692号]

3—18 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

同協定に基づく原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該

当規定を参照。)

[追加：令元第1689号]

3—19 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

- (1) 同協定に基づく英国の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。)
- (2) 同協定附属書2—A 第3編第B節第1款2に規定する「日英特惠輸入証明書」は、同款7の規定に基づく「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく農林水産省の所管事務に係る物資の日英特惠輸入証明書に関する省令」（令和2年農林水産省令第84号。(3)において「日英農水省令」という。）第2条第2項に規定する様式を用い、同条第1項の規定に基づき農林水産大臣が発給するものをいう。
- (3) この「日英特惠輸入証明書」の対象となる、同款2に規定する「日本国の法令に従って輸入の許可前に当該各年において引き取られたもの」とは、日英農水省令第2条第4項の規定に基づき、その証明書が発給される年度の前年度中に、輸入申告がなされた貨物であって、関税法第73条第1項の規定による輸入許可前引取りの承認を受けて引き取られたものをいう。
- (4) 同節に規定する特定の原産品についての関税上の特惠待遇(以下この(4)において「日英譲許税率」という。)を適用するための制度に基づき日英譲許税率の適用を受けようとする貨物に係る輸入手続は、以下による。
 - イ 日英譲許税率の適用を受けて特定の原産品を輸入しようとする者は、当該原産品に係る輸入申告をした日の属する年度中に、輸入許可前引取りの承認を受けるものとする。この場合において、輸入（納税）申告書には、同協定に基づき当該原産品に適用される日英譲許税率を記載するものとする。
 - ロ 上記イの輸入許可前引取りの承認に係る担保額については、関税法基本通達73—3—3の規定にかかわらず、日英譲許税率が適用されない場合に適用されることとなる税率により計算した関税額に相当する額とする。
 - ハ 上記イの輸入許可前引取りの承認をした貨物については、関税法基本通達73—3—4の規定は適用しないものとする。
 - ニ 上記イの原産品に係る日英特惠輸入証明書は、当該原産品に係る輸入申告の日の属する年度の翌年度の4月末日までに農林水産大臣が発給するものとされており、

日英譲許税率の適用上、同年度の6月末日（提出期限）までに輸入申告をした税関に提出されたもののみが有効なものとされる。

提出期限内に日英特惠輸入証明書が提出された場合には、速やかに日英譲許税率による関税額の納付を確認のうえ（又は担保を充当し）、輸入を許可する。

なお、日英特惠輸入証明書の提出は、写しによることとして差し支えない。

ホ 提出期限までに日英特惠輸入証明書が提出されない原製品の輸入の許可をしようとする場合には、日英譲許税率を適用することはできず、日英譲許税率が適用されない場合に適用される税率により計算した税額を納付する必要があるので留意する。また、輸入申告数量が日英特惠輸入証明書の数量を超えている場合には、その超えることとなった数量については、日英譲許税率を適用できないので留意する。

[追加：令2第1094号]

3—20 地域的な包括的経済連携協定

この協定の実施に際し、次のことに留意する。

- (1) 同協定に基づく締約国の原製品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原製品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。
- (2) 同協定附属書Ⅰの日本国の関税に係る約束の表において締約国毎に異なる税率が設定されている品目については、同協定第2・6条の規定に従い「RCEP 原産国」であると決定された締約国の税率が適用される。「RCEP 原産国」の具体的な決定方法については以下のとおりである。

イ 同協定附属書Ⅰの日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる原製品

- (イ) 原製品の輸出締約国が、同協定第3・5条の規定に必要な変更を加えたものに基づいて算定するところにより当該原製品の価額の総額の20パーセント以上が当該原製品の生産において付加された締約国である場合、当該輸出締約国が「RCEP 原産国」となる。
- (ロ) (イ)以外の場合、輸出締約国における当該原製品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のもを提供した締約国が「RCEP 原産国」となる。

ロ イ以外の原製品のうち、同協定第3・2条(b)の原製品

- (イ) 軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合、当該輸出締約国が「RCEP 原産国」となる。
「軽微な工程」とは以下のものをいう。
- (i) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のため

の工程

- (ii) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- (iii) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理
- (iv) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (v) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (vi) 生産品の部品への分解
- (vii) 動物をとさつする工程
- (viii) 塗装及び研磨の単純な工程
- (ix) 皮、核又は殻を除く単純な工程
- (x) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）
- (xi) (i)から(x)までに規定する二以上の工程の組合せ
- (ロ) (イ)以外の場合、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のもをを提供した締約国が「RCEP 原産国」となる。

ハ その他の原産品

協定第 3・2 条の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国が「RCEP 原産国」となる。

- (3) 上記(2)にかかわらず、輸入者が次のいずれかの税率の適用を要求することを認める。

イ 原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各税率のうち最も高い税率

ロ 締約国からの同一の原産品に適用する各税率のうち最も高い税率

- (4) 上記(2)に基づき決定される「RCEP 原産国」に係る関税法第 7 条第 3 項の規定による教示は、関税法基本通達 7—18 から 7—19—2 までの原産地に係る照会及び回答の手続等に従い、同協定上の原産品であるかについての回答と併せて行う。

[追加： 令3第919号]

第 4 章 特殊な条約

4—1 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定（昭和 31 年条約第 14 号）

この条約に基づき連邦墓地建設等のために連邦諸国（英国カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国、インド及びパキスタンをいう。以下同じ。）から輸入される物品の取扱いについては、次による。

- (1) 同協定第 8 条第 1 号（(墓地用品等の免税)）の規定に該当する連邦墓地の建設、維持、修復又は墓地内で取替えを行う直接の目的のために輸入される記念碑及び連邦墓地の園芸上の装飾又は維持のために輸入される樹木等については、関税法第 3 条ただし書（(条約による関税についての特別規定)）の規定に基づき、直接この協定の

規定により関税を免除するとともに、内国消費税をも免除する。

- (2) 上記(1)の物品が、同協定第 8 条第 1 項に規定する目的のために輸入されるものであることの確認は、同条第 2 項((証明書))に規定する日本国=英連邦合同委員会の事務局長が署名した証明書により行う。
- (3) 連邦墓地の園芸上の装飾又は維持のために輸入される樹木等については、植物防疫法に基づく検査を受けさせることとし、この場合の取扱いは、関税法基本通達 30—5 (要検疫物件を保税地域以外に持ち出す場合の取扱い) により行う。
- (4) 同協定第 8 条第 1 項の規定の適用を受けて輸入された物品については、あらかじめ本省で同意した場合のほか、同項に規定する目的以外の用途に使用することを認めない。
- (5) 輸入申告は、駐日英国領事が申告者として関係書類に署名して行う。

(注) 日本国内における墓地は、横浜市保土ケ谷区狩場町に所在

[一部改正：昭 61 第 587 号、平 14 第 960 号 (項番号 3—1 を変更)、平 16 第 349 号、令 4 第 469 号]

4—2 国際地震工学研究所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の協定 (昭和 38 年条約第 15 号)

この協定第 8 条第 1 項及び第 2 項((特別基金等についての特権及び免除))に規定する国際連合特別基金及び国際連合教育科学文化機関の特権及び免除の取扱いについては、すべて前記 2—8 (国際連合の特権及び免除に関する条約) に規定するところによる。

[一部改正：昭 61 第 587 号、平 14 第 960 号 (項番号 3—2 を変更)]

4—3 アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定 (昭和 42 年条約第 5 号)

この協定第 4 条 7 項(b)(c)((アジア生産性機構 (以下「機構」という。) が輸入する公用品についての関税の免除))、第 6 条第 1 項(e)((機構の加盟国の代表者に対して与えられる特権及び免除))、第 7 条第 1 項(f)((機構の職員に対して与えられる特権及び免除)) 及び第 2 項((機構の事務局長等に対して与えられる特権及び免除))並びに第 8 条第 1 項(d)((機構の専門家に対して与えられる特権及び免除))の取扱いについては、すべて前記 2—8 (国際連合の特権及び免除に関する条約) に規定するところに準ずる。

なお、この協定に加盟している国は、バングラデシュ、フィジー、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、大韓民国、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、シンガポール、タイ、台湾 (未承認国) の 16 か国である。

[一部改正：昭 61 第 587 号、平 14 第 960 号 (項番号 3—3 を変更)、平 16 第 349 号]

4—4 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定 (昭和 42 年条約第 6 号)

この協定第 1 条((機構、機構の職員の及び加盟国の代表者の特権及び免除))の規定

により欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書（昭和 42 年 7 月 21 日外務省告示第 128 号。以下この項において「議定書」という。）に規定する特権及び免除が準用される経済協力開発機構（以下この項において「機構」という。）の特権及び免除（同議定書第 6 条(b)(c)に規定する「機構が輸入する公用品についての関税の免除」、第 9 条に規定する「機構の主要機関及び補助機関に対する加盟国の代表者に対して与えられる特権及び免除」、第 14 条(f)に規定する「機構の職員に対して与えられる特権及び免除」及び第 15 条に規定する「機構の事務総長等に対して与えられる特権及び免除」）の取扱いについては、前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。

[一部改正：昭 61 第 587 号、平 14 第 960 号（項番号 3—4 を変更）]

4—5 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定（昭和 51 年条約第 7 号）

この協定第 7 条第 11 項第 1 号(b)((国際連合大学（以下この項において「大学」という。）が輸入する公用品についての特権及び免除))、第 12 条第 16 項第 1 号(f)((大学本部の職員の家具、携帯品についての関税の免除))、同項第 2 号(a)((D—1 の等級以上の等級の大学本部の職員が輸入する自用品についての関税の免除))、同条第 17 項((学長に与えられる特権及び免除))及び第 13 条第 19 項(g)((専門家の手荷物についての特権及び免除))の取扱いについては、前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずるが、その取扱いについては次の諸点に留意する。

- (1) 同協定第 12 条第 16 項第 1 号(f)に規定する「日本国で最初にその地位に就く際」には、大学本部の職員が赴任の後、18 か月以内に、大学から移転費用の支払いを受ける権利を得て改めて家具等を輸入する場合を含む。
- (2) 同協定第 12 条第 16 項第 2 号に規定する「等級」とは、国際連合人事規程第 2 条の規定に基づき国際連合事務総長が定めた国連職員の責務に応じた地位をいい、「D—1 の等級以上の等級」には D—1 のほか、現在、D—2、A. S. G、U. S. G 及び S. G がある。

なお、同号(c)((D—1 の等級以上の等級の大学本部の職員が取得等した自動車及び当該自動車により消費される揮発油に係る減免税))に規定する揮発油については、関税の免除はないので留意する。

[追加：昭 51 第 698 号]

[一部改正：平 14 第 960 号（項番号 3—5 を変更）]

4—6 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定（昭和 63 年条約第 3 号）

この協定第 8 条第 1 項(b)((国際熱帯木材機関（以下、この項において「熱帯木材」という。）が輸入する公用品についての特権及び免除))、第 12 条第 1 項(g)((熱帯木材の加盟国の代表等として与えられる特権及び免除))、第 13 条((熱帯木材の事務局長等の特権及び免除))、第 14 条第 1 項(f)((職員の家具及び手回品についての関税の免除))、同条第 2 項((D—1 の等級以上の等級の「熱帯木材」職員が輸入する自用品についての関税の免除))及び第 15 条(d)((専門家の手荷物についての特権及び免除))の取扱いにつ

いては、前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずるが、その取扱いについては次の点に留意する。

- (1) 同協定第 14 条第 1 項(f)に規定する「日本国で最初にその地位に就く際」には、熱帯木材本部の職員が本部赴任の後であつても、合理的な期間内に、当該職員、その家族等が我が国への転居に伴つて家具等を輸入する場合を含む。
- (2) 同協定第 14 条第 2 項に規定する「等級」とは、国際連合人事規程第 2 条の規定に基づき国際連合事務総長が定めた国連職員の責務に応じた地位をいい、「D—1 の等級以上の等級」には、D—1 のほか、D—2、A. S. G、U. S. G 及び S. G がある。

[一部改正：平 14 第 960 号（項番号 3—6 を変更）]

別紙 1 (1 - 1 関係)

通商関係条約一覧表

1 戦後締結されたもの

条約又は協定名	条約番号	署名	発効
日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約	昭和 28 年条約第 27 号	昭和 28 年 4 月 2 日	昭和 28 年 10 月 30 日
通商に関する日本国とカナダとの間の協定	昭和 29 年条約第 14 号	昭和 29 年 3 月 31 日	昭和 29 年 6 月 7 日
日本国とノルウェー王国との間の通商航海条約	昭和 32 年条約第 18 号	昭和 32 年 2 月 28 日	昭和 32 年 10 月 14 日
通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定	昭和 32 年条約第 20 号	昭和 32 年 7 月 6 日	昭和 32 年 12 月 4 日
通商に関する日本国とインドとの間の協定	昭和 33 年条約第 2 号	昭和 33 年 2 月 4 日	昭和 33 年 4 月 8 日
日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約	昭和 33 年条約第 7 号	昭和 32 年 12 月 6 日	昭和 33 年 5 月 9 日
通商に関する日本国とニュージーランドとの間の協定	昭和 33 年条約第 12 号	昭和 33 年 9 月 9 日	昭和 33 年 11 月 26 日
日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約	昭和 34 年条約第 17 号	昭和 34 年 2 月 28 日	昭和 35 年 7 月 20 日
通商に関する日本国とマレーシアとの間の協定	昭和 35 年条約第 9 号	昭和 35 年 5 月 10 日	昭和 35 年 8 月 16 日
通商に関する日本国とキューバ共和国との協定	昭和 36 年条約第 11 号	昭和 35 年 4 月 22 日	昭和 36 年 7 月 20 日

条約又は協定名	条約番号	署名	発効
日本国とパキスタンとの間の友好通商条約	昭和 36 年条約第 16 号	昭和 35 年 12 月 18 日	昭和 36 年 8 月 20 日
通商に関する日本国とペルー共和国との間の協定	昭和 36 年条約第 18 号	昭和 36 年 5 月 15 日	昭和 36 年 12 月 18 日
通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー、ルクセンブルグ経済同盟との間の協定	昭和 37 年条約第 2 号	昭和 35 年 10 月 8 日	昭和 37 年 4 月 10 日
日本国とインドネシア共和国との間の友好通商条約	昭和 38 年条約第 2 号	昭和 36 年 7 月 1 日	昭和 38 年 2 月 8 日
日本国とグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約	昭和 38 年条約第 17 号	昭和 37 年 11 月 14 日	昭和 38 年 5 月 4 日
通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定	昭和 38 年条約第 35 号	昭和 33 年 12 月 17 日	昭和 38 年 10 月 31 日
通商に関する日本国とフランス共和国との協定	昭和 39 年条約第 1 号	昭和 38 年 5 月 14 日	昭和 39 年 1 月 10 日
通商に関する日本国とエルサルヴァドル共和国との間の協定	昭和 39 年条約第 13 号	昭和 38 年 7 月 19 日	昭和 39 年 7 月 1 日
日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約	昭和 42 年条約第 16 号	昭和 36 年 12 月 20 日	昭和 42 年 9 月 25 日
通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定	昭和 44 年条約第 11 号	昭和 44 年 1 月 30 日	昭和 45 年 1 月 19 日

条約又は協定名	条約番号	署名	発効
日本国とルーマニア 社会主義共和国との 間の通商航海条約	昭和 45 年条約第 17 号	昭和 44 年 9 月 1 日	昭和 45 年 7 月 19 日
日本国とブルガリア 人民共和国との間の 通商航海条約	昭和 45 年条約第 18 号	昭和 45 年 2 月 28 日	昭和 45 年 8 月 5 日
日本国と中華人民共 和国との間の貿易に 関する協定	昭和 49 年条約第 4 号	昭和 49 年 1 月 5 日	昭和 49 年 6 月 22 日
日本国とハンガリー 人民共和国との間の 通商航海条約	昭和 51 年条約第 14 号	昭和 50 年 10 月 20 日	昭和 51 年 9 月 9 日
日本国とフィリピン 共和国との間の友好 通商航海条約	昭和 55 年条約第 23 号	昭和 54 年 5 月 10 日	昭和 55 年 7 月 20 日
日本国とポーランド 人民共和国との間の 通商及び航海に關す る条約	昭和 55 年条約第 32 号	昭和 53 年 11 月 16 日	昭和 55 年 10 月 26 日
日本国政府とチェッ コスロヴァキア連邦 共和国政府との間の 貿易協定	平成 4 年外務省告示 255 号	平成 4 年 4 月 24 日	平成 4 年 10 月 17 日

2 戦前に締結され戦後復活（又は効力を確認）したもの及び継続しているもの

条約名	条約番号	相手国	実施	復活継続	根拠
日希修好通商 航海条約	明治 32 年勅令	ギリシャ	明治 32 年 9 月 21 日	昭和 28 年 10 月 7 日	対日平和条約 第 7 条に基づ く通告（昭和 28.7.7）
日西特別通商 条約	明治 34 年勅令	スペイン	明治 34 年 3 月 30 日	（継続）	中立国であつ たから継続有 効
日瑞通商航海 条約	明治 44 年条約 第 5 号	スウェーデン	明治 44 年 7 月 17 日	（同上）	同上

条約名	条約番号	相手国	実施	復活継続	根拠
日瑞特別相互 関税条約	明治44年条約 第6号	同上	同上	(同上)	同上
日本瑞西間居 住通商条約	明治44年条約 第14号	スイス	明治44年12 月21	(同上)	同上
日丁通商航海 条約	明治45年条約 第14号	デンマーク	明治45年5 月7日	昭和27年8 月11日	交換公文によ り効力確認 (昭27.2.27)
日本国「デン マーク」国間 特別相互関税 条約	明治45年条約 第15号	同上	同上	(同上)	同上
日蘭通商航海 条約	大正2年条約 第8号	オランダ	大正2年10 月9日	昭和28年8 月29日	対日平和条約 第7条に基づ く通告(昭 28.7.7)
日西修好交通 条約	大正4年条約 第4号	スペイン	明治44年7 月17日	(継続)	中立国であっ たから継続有 効
日本国「フィ ンランド」国 間通商航海条 約	大正15年条約 第6号	フィンランド	大正15年11 月1日	昭和27年4 月28日	交換公文によ り効力確認 (昭27.2.27)
日本国独逸国 間通商航海条 約	昭和3年条約 第1号	ドイツ	昭和3年4 月17日	(継続)	同盟国であっ たため継続有 効
日本国「トル コ」国間通商 航海条約	昭和9年条約 第1号	トルコ	昭和9年4 月19日	昭和28年3 月23日	対日平和条約 第7条に基づ く通告(昭 27.12.23)
日本国「ウル グアイ」国間 通商航海条約	昭和15年条約 第2号	ウルグアイ	昭和15年5 月19日	昭和28年3 月2日	同上に準ずる 扱い(昭 28.3.2)

別紙 2 (1—2 関係)

航空協定

協定名	条約番号	署名	発効
航空業務に関する日本国とノルウェーとの間の協定	昭和 28 年条約第 9 号	昭和 28 年 2 月 23 日	昭和 28 年 7 月 14 日
航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定	昭和 28 年条約第 10 号	昭和 28 年 2 月 23 日	昭和 28 年 7 月 14 日
航空業務に関する日本国とタイとの間の協定	昭和 28 年条約第 11 号	昭和 28 年 6 月 19 日	昭和 28 年 7 月 24 日
航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定	昭和 28 年条約第 12 号	昭和 28 年 2 月 17 日	昭和 28 年 7 月 24 日
航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定	昭和 28 年条約第 13 号	昭和 27 年 2 月 20 日	昭和 28 年 7 月 24 日
航空業務に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定	昭和 28 年条約第 14 号	昭和 27 年 12 月 29 日	昭和 28 年 7 月 31 日
日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定	昭和 28 年条約第 19 号	昭和 27 年 8 月 11 日	昭和 28 年 9 月 15 日
航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定	昭和 30 年条約第 7 号	昭和 30 年 1 月 12 日	昭和 30 年 7 月 20 日
航空業務に関する日本国とオーストリア連邦との間の協定	昭和 31 年条約第 6 号	昭和 31 年 1 月 19 日	昭和 31 年 4 月 27 日
航空業務に関する日本国とインドとの間の協定	昭和 31 年条約第 7 号	昭和 30 年 11 月 26 日	昭和 31 年 5 月 11 日

協定名	条約番号	署名	発効
航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定	昭和 31 年条約第 8 号	昭和 31 年 1 月 17 日	昭和 31 年 5 月 24 日
航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定	昭和 32 年条約第 3 号	昭和 31 年 5 月 24 日	昭和 32 年 4 月 3 日
航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定	昭和 36 年条約第 8 号	昭和 34 年 6 月 20 日	昭和 36 年 7 月 3 日
航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定	昭和 37 年条約第 5 号	昭和 36 年 1 月 18 日	昭和 37 年 7 月 12 日
航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定	昭和 37 年条約第 6 号	昭和 36 年 10 月 17 日	昭和 37 年 7 月 12 日
日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定	昭和 37 年条約第 14 号	昭和 31 年 12 月 14 日	昭和 37 年 10 月 19 日
航空業務に関する日本国とアラブ連合共和国との間の協定	昭和 38 年条約第 21 号	昭和 37 年 5 月 10 日	昭和 38 年 6 月 6 日
航空業務に関する日本国政府とクウェート政府との間の協定	昭和 38 年条約第 22 号	昭和 37 年 10 月 6 日	昭和 38 年 6 月 20 日
航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定	昭和 38 年条約第 26 号	昭和 37 年 1 月 31 日	昭和 38 年 7 月 26 日
航空業務に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定	昭和 38 年条約第 30 号	昭和 37 年 1 月 23 日	昭和 38 年 9 月 3 日
航空業務に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定	昭和 40 年条約第 24 号	昭和 40 年 2 月 11 日	昭和 40 年 11 月 4 日

協定名	条約番号	署名	発効
航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定	昭和 42 年条約第 2 号	昭和 42 年 2 月 21 日	昭和 42 年 3 月 3 日
航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定	昭和 42 年条約第 8 号	昭和 42 年 2 月 14 日	昭和 42 年 8 月 1 日
航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定	昭和 42 年条約第 12 号	昭和 42 年 5 月 16 日	昭和 42 年 8 月 30 日
日本国とフィリピン共和国との間の航空業務協定	昭和 45 年条約第 3 号	昭和 45 年 1 月 20 日	昭和 45 年 5 月 14 日
航空業務に関する日本国政府とレバノン共和国政府との間の協定	昭和 46 年条約第 2 号	昭和 42 年 6 月 2 日	昭和 46 年 3 月 18 日
航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定	昭和 47 年条約第 8 号	昭和 47 年 2 月 1 日	昭和 47 年 9 月 21 日
航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定	昭和 48 年条約第 3 号	昭和 47 年 3 月 10 日	昭和 48 年 2 月 23 日
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定	昭和 49 年条約第 2 号	昭和 49 年 4 月 20 日	昭和 49 年 5 月 24 日
航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定	昭和 51 年条約第 1 号	昭和 48 年 1 月 12 日	昭和 51 年 1 月 30 日
航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定	昭和 54 年条約第 3 号	昭和 53 年 3 月 20 日	昭和 54 年 3 月 7 日

協定名	条約番号	署名	発効
航空業務に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定	昭和 55 年条約第 15 号	昭和 55 年 2 月 12 日	昭和 55 年 5 月 23 日
航空業務に関する日本国とニュー・ジーランドとの間の協定	昭和 55 年条約第 18 号	昭和 55 年 1 月 18 日	昭和 55 年 6 月 18 日
航空業務に関する日本国とフィジーとの間の協定	昭和 55 年条約第 19 号	昭和 55 年 3 月 10 日	昭和 55 年 6 月 18 日
航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定	昭和 55 年条約第 20 号	昭和 55 年 3 月 18 日	昭和 55 年 6 月 18 日
航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定	昭和 56 年条約第 5 号	昭和 55 年 12 月 23 日	昭和 55 年 6 月 5 日
航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定	昭和 59 年条約第 4 号	昭和 59 年 2 月 22 日	昭和 59 年 6 月 5 日
航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定	平成元年条約第 5 号	平成元年 3 月 7 日	平成元年 7 月 3 日
航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定	平成元年条約第 6 号	平成元年 3 月 8 日	平成元年 7 月 20 日
航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定	平成 6 年条約第 5 号	平成 5 年 2 月 17 日	平成 6 年 6 月 2 日
航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定	平成 6 年条約第 7 号	平成 6 年 5 月 23 日	平成 6 年 8 月 8 日

協定名	条約番号	署名	発効
航空業務に関する日本国とブルネイダルサラーム国との間の協定	平成6年条約第8号	平成5年11月29日	平成6年8月30日
航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定	平成6年条約第12号	平成5年11月25日	平成6年11月17日
航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定	平成7年条約第6号	平成6年2月23日	平成7年3月17日
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定	平成8年条約第2号	平成6年12月7日	平成8年3月4日
航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定	平成9年条約第4号	平成8年3月25日	平成9年5月15日
航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定	平成9年条約第6号	平成9年2月28日	平成9年6月18日
航空業務に関する日本国とパプアニューギニアとの間の協定	平成9年条約第11号	平成9年3月10日	平成9年6月27日
航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定	平成10年条約第5号	平成10年2月24日	平成10年5月27日
航空業務に関する日本国とパハレーン国との間の協定	平成10年条約第6号	平成10年3月4日	平成10年5月27日
航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定	平成10年条約第18号	平成10年3月3日	平成10年12月17日

協定名	条約番号	署名	発効
航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定	平成 11 年条約第 10 号	平成 10 年 3 月 4 日	平成 11 年 8 月 16 日
航空業務に関する日本国とイスラエル国との間の協定	平成 12 年条約第 1 号	平成 11 年 4 月 23 日	平成 12 年 1 月 20 日

別紙 3 (1 - 3 関係)

賠償協定等一覧表

協定名	条約番号	署名	発効
日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定	昭和 31 年条約第 16 号	昭和 31 年 5 月 9 日	昭和 31 年 7 月 23 日
日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定	昭和 33 年条約第 4 号	昭和 33 年 1 月 20 日	昭和 33 年 4 月 15 日
日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定	昭和 38 年条約第 32 号	昭和 38 年 3 月 29 日	昭和 38 年 10 月 25 日
財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定	昭和 40 年条約第 27 号	昭和 40 年 6 月 22 日	昭和 40 年 12 月 18 日

別紙 4 (2 - 1 関係)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO協定)の加盟国・地域

(令和 6 年 8 月 30 日現在)

	国名
加盟国・地域 (166 カ国・地域(日本を含む))	アイスランド、アイルランド、アフガニスタン、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、EU、イエメン、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エスワティニ、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、ガーナ、カナダ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニア・ビサウ、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サモア、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、セーシェル、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タジキスタン、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、台湾、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、日本、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、パヌアツ、パーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ペナン、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ベルギー、ボツワナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、香港、ホンジュラス、マカオ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ラオス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、リベリア、ルクセンブルク、ルーマニア、ルワンダ、レソト、ロシア

別紙5(2-2~2-7、2-10~2-23関係)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別紙 6 (2—9 関係)

国際連合の専門機関

国際労働機関 (ILO)、国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際民間航空機関 (ICAO)、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、国際通貨基金 (IMF)、世界保健機関 (WHO)、万国郵便連合 (UPU)、国際電気通信連合 (ITU)、世界気象機関 (WMO)、国際海事機関 (IMO)、世界知的所有権機関 (WIPO)、国際農業開発基金 (IFAD)、国際連合工業開発機関 (UNIDO)、国連世界観光機関 (UNWTO)、世界銀行グループ (IBRD, IDA, IFC, MIGA, ICSID)